

## ○公衆衛生医師確保の取り組み

### I. 公衆衛生修学資金貸与制度について

#### 1 公衆衛生修学資金貸与制度について

保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師たる保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的として昭和32年に創設された制度。公衆衛生修学資金貸与法により施行されている。

大学の医学部及び歯学部において医学又は歯学を専攻する学生であつて、将来保健所に勤務しようとする者に対して、在学期間中の修学資金を貸与する。毎月5万円以内(平成11年度以降)

卒業後、貸与期間の二分の三に相当する期間保健所等に勤務した場合、修学資金の返還が免除される。

#### 2 公衆衛生修学資金貸与制度の実施状況

昭和32年から平成10年までの42年間で累計1,189人に貸与。

制度開始時の昭和32年の新規貸与者数は255人で、以後昭和47年までは毎年20人以上に新規貸与していたが、その後は一桁台と二桁台の間を推移し、平成元年以降は一桁台が続いていた。

保健所等への就職者数も昭和36年には25人いたが、昭和44年以降は一桁台が続いていた。(表)

このため、平成13年度より予算要求をとりやめ、貸与を行っていない。現在は既貸与者の返還事務のみ実施している。

公衆衛生修学生経過調

平成11年4月1日現在

年度	予算額	支出済額	新規貸与者数	中途辞退者数	貸与修了者数	就職者数	就職率	備考
	千円	千円	人	人	人	人	%	
32	9,450	7,224	255	2	20	6	30.0	
33	16,425	15,436	60	9	32	17	53.1	
34	16,425	15,468	33	13	57	23	40.4	
35	16,425	15,477	76	8	86	21	24.4	
36	16,425	14,208	81	29	68	25	36.8	
37	16,416	13,173	68	14	73	15	20.5	
38	16,416	11,153	56	12	37	6	16.2	
39	16,416	10,377	42	15	30	7	23.3	
40	16,416	14,288	48	29	32	9	28.1	
41	12,146	11,742	25	18	41	8	19.5	
42	10,272	10,018	41	17	59	19	32.2	
43	7,614	7,452	29	3	41	10	24.4	
44	6,930	6,174	30	5	27	5	18.5	
45	10,080	6,798	37	2	36	7	19.4	
46	7,440	6,696	46	8	35	6	17.1	
47	10,080	6,516	26	1	25	1	4.0	
48	9,324	5,808	11	0	31	4	12.9	
49	7,452	4,572	5	21	16	2	12.5	
50	5,760	4,860	11	1	8	1	12.5	
51	5,940	5,040	9	0	6	2	33.3	
52	6,732	6,528	11	1	9	1	11.1	
53	7,524	7,429	10	1	9	3	33.3	
54	9,792	9,647	12	1	6	1	16.7	
55	11,832	11,832	7	0	17	4	23.5	
56	10,440	10,440	13	0	12	4	33.3	
57	10,440	10,440	12	0	12	3	25.0	
58	10,440	10,440	13	0	10	2	20.0	
59	11,160	11,160	11	0	14	2	14.3	
60	11,160	11,160	14	0	11	1	9.1	
61	10,044	10,044	9	0	8	1	12.5	
62	10,080	10,080	5	0	17	5	29.4	
63	8,820	8,820	14	0	12	2	16.7	
元	8,208	8,208	9	0	8	2	25.0	
2	8,856	8,856	8	0	5	1	20.0	
3	8,856	8,856	6	1	3	1	33.3	
4	8,856	8,856	3	0	8	0	0.0	
5	9,504	9,504	8	0	9	1	11.1	
6	9,504	9,504	9	0	9	1	11.1	
7	10,152	10,152	9	0	7	2	28.6	
8	10,152	9,823	9	0	7	0	0.0	1名留学のため休止(7ヶ月間)
9	10,584	9,751	7	0	8	0	0.0	新規1名欠員、1名留学休止(5ヶ月間)
10	10,584	5,880	1	0	5	1	20.0	
計	447,572	399,890	1,189	211	966	232	24.0	

## 公衆衛生修学資金貸与法（抄）

### （この法律の目的）

第一条 この法律は、保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師たる保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与することを目的とする。

### （公衆衛生修学資金）

第二条 政府は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下単に「大学」という。）の医学部又は歯学部において医学又は歯学を専攻する学生であつて、将来保健所に勤務しようとするものの申請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

### （貸与方法）

第三条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

### （返還の債務の当然免除）

第七条 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号の一に該当するに至つたときは、返還の債務の免除を受けることができる。

一 大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所又は公衆衛生行政を所管する政令で定めるその他の機関（以下「保健所等」という。）に在職した場合において、その引き続き在職期間のうち医師又は歯科医師となつた後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間（前条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間（この期間が三年に満たないときは、三年とする。）に達したとき。ただし、保健所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師となつた場合に限る。

二 前号に規定する在職期間中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 前項第一号に規定する在職期間を計算する場合においては、月数によるものとし、その計算に必要な事項は、政令で定める。

3 修学資金の貸与を受けた者のうち、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となり、かつ、引き続き保健所等に在職した者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続き医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を行い、かつ、当該臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続き再び保健所等の職員となつた場合においては、その者を、先の保健所等の職員としての在職期間と後の保健所等の職員としての在職期間とを通じ、引き続き保健所等に在職した者とみなして前二項の規定を適用する。

### （返還）

第八条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、政令の定めるところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の一に相当する期間（第十条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、返還しなければならない。

- 一 第六条第一項の規定により、修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。
- 二 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、直ちに保健所の職員とならなかつたとき。
- 三 貸与を受けた者が、大学を卒業した後、死亡したとき（前条第一項第二号に該当するときを除く。）。
- 四 貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつたとき（前条第一項第二号に該当するとき及び保健所等の職員でなくなつた後、引き続いて臨床研修を行なつたときを除く。）。
- 五 貸与を受けた者が、臨床研修を中止し、又は終了した後、引き続いて再び保健所等の職員とならなかつたとき。
- 六 貸与を受けた者が、保健所の職員となつた日から起算して二年以内に医師又は歯科医師とならなかつたとき。

（返還の債務の裁量免除）

第九条 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所等に、通算して修学資金の貸与を受けた期間（第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間（この期間が三年に満たないときは、三年とする。）以上在職したときは、修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部を免除することができる。

2 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所等に、通算して三年以上在職したときは、政令の定めるところにより、修学資金の返還の債務の一部を免除することができる。

3 政府は、修学資金の貸与を受けた者が、保健所等に在職中に公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

4 第七条第二項の規定は、第一項及び第二項に規定する在職期間の計算について準用する。

（返還の猶予）

第十条 政府は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- 一 修学資金の貸与を受けた者が、医師又は歯科医師となつた後、保健所等に在職する場合  
その在職する期間
- 二 修学資金の貸与を受けた者が、保健所等の職員でなくなつた後、引き続いて臨床研修を行なっている場合  
その臨床研修を行なっている期間
- 三 修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合  
その理由が継続する期間

2 前項の規定により修学資金の返還の債務を猶予する場合には、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

（延滞利息）

第十一条 修学資金の貸与を受けた者は、正当の理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

## 公衆衛生修学資金貸与法施行令（抄）

### （修学資金の額）

第一条 公衆衛生修学資金貸与法（以下「法」という。）第三条に規定する額は、五万円とする。

### （公衆衛生行政を所管する機関）

第三条 法第七条第一項第一号に規定する機関は、次のとおりとする。

- 一 厚生労働省の公衆衛生に関する事務を分掌する内部部局
- 二 都道府県、地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に規定する市及び特別区の公衆衛生に関する事務を分掌する内部部局で、厚生労働大臣が指定するもの

### （在職期間の計算）

第四条 法第七条第一項第一号並びに第九条第一項及び第二項に規定する在職期間を計算する場合においては、保健所又は前条に規定する機関の職員となつた日（これらの機関の職員となつた日において医師又は歯科医師となっていないときは、医師又は歯科医師となつた日）の属する月からこれらの機関の職員でなくなつた日の属する月までを算入するものとする。ただし、これらの機関の職員でなくなつた月において再びこれらの機関の職員となつたときは、その月を一箇月として算入するものとする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を一箇月として控除するものとする。

### （免除することができる返還の債務の額）

第六条 法第九条第二項の規定により免除することができる修学資金の返還の債務の額は、同条同項に規定する在職期間を修学資金の貸与を受けた期間（法第六条第二項の規定により貸与されなかつた修学資金に係る期間を除く。）の二分の三に相当する期間で除して得た数値を修学資金の返還の債務（履行期が到来していないものに限る。）の額に乗じて得た額とする。

2 法第九条第二項の規定により修学資金の返還の債務の一部の免除を受けた者について更に同条同項の規定による免除を行う場合においては、前項の規定中「同条同項に規定する在職期間」とあるのは「同条同項に規定する在職期間から従前の免除額の計算の基礎となつた在職期間を控除した期間」と、「二分の三に相当する期間」とあるのは「二分の三に相当する期間から従前の免除額の計算の基礎となつた在職期間に相当する期間を控除した期間」と読み替えるものとする。



## Ⅱ. 公衆衛生医師確保推進登録事業

公衆衛生医師確保推進登録事業について・・・一部の地方自治体において、保健所等で勤務する医師の確保が困難な状況がみられるため、平成16年6月より本事業を開始。保健所等において公衆衛生に従事する医師を必要とする地方公共団体と、保健所等において公衆衛生に従事することを希望する医師が、それぞれ応募資格、勤務条件等を公衆衛生医師確保推進室に登録する。推進室は、自治体側と医師側の条件が合致した場合に双方お互いの情報を提供する（マッチング）。その後は、自治体側と医師側で交渉し、その結果を推進室に報告する。

### 事業実績(平成16年6月23日～平成19年2月15日)

○本事業に登録した自治体・・・35自治体(都道府県20、政令市15)

現在登録中の自治体・・・27自治体

○本事業に登録した医師・・・45名(男37名、女8名)

(結果)

本事業によるマッチングの結果として自治体に就職した医師・・・7名

本事業のHP等で募集を知り、本事業外で直接自治体と交渉し就職した医師・・・2名

現在登録中の医師・・・16名

本事業に登録していない自治体に就職した医師・・・2名

公衆衛生医師以外の進路を選択した医師・・・18名

○マッチング状況・・・マッチング件数 158件

情報提供自治体数 34自治体

(1自治体あたり平均5名紹介 1～9名を紹介)

情報提供医師数 38名

(1名あたり平均4自治体紹介 1～18自治体を紹介)

成立件数・・・7件

## ○マッチング不一致理由(重複含む)

- ・ 1人の医師に複数のマッチングを行った結果としての不成立・・・13件(4名)
- ・ 医師の就職意思の変化による不成立・・・12件(10名)
- ・ 医師側の都合による不一致・・・7件  
(内訳)
  - ・ 年収が希望より低いため・・・2件(2名)
  - ・ 通勤時間がかかるため・・・2件(2名)
  - ・ 1年前に同じ自治体に独自に応募し、不合格となっていたため応募を辞退・・・1件
  - ・ 兼業ができないため・・・1件
  - ・ 後任の医師がいなく、すぐに離職できなくなったため・・・1件
- ・ 自治体側の都合による不一致・・・11件  
(内訳)
  - ・ 募集年齢を越えているため・・・3件(2名)
  - ・ 公衆衛生実務経験がないため・・・1件
  - ・ 臨床研修を受けていないため・・・1件
  - ・ 臨床経験がないため・・・1件
  - ・ 医師側が就職後の研修を希望しているが、自治体側は即戦力となる医師の採用を希望しているため・・・2件(1名)
  - ・ 医師免許取得後5年を経験していないため・・・1件
  - ・ 募集期間を終了したため・・・1件
  - ・ 採用試験を受けたが不合格となったため・・・1件

## ○公衆衛生医師確保推進事業PR状況

- ・ 国立保健医療科学院、日本公衆衛生協会、全国保健所長会のHP等で事業の概要を説明
- ・ 厚生労働省主催の全国会議等において自治体に対して事業を周知
- ・ 「臨床研修修了後研修等に関する病院合同説明会」等においてブースを開設し、医師や医学生に対して事業について説明(17年度は4箇所7回実施、18年度は5箇所5回実施)



## ○公衆衛生医師確保推進事業(マッチング)の問題点について

マッチングは公衆衛生医師確保推進室が自治体側、医師側両者から提出される登録票に記載されている希望条件が合致した場合に行うが、双方が各条件にどの程度こだわりをもっているかが登録票からだけではなかなか読み取れない。

推進室が条件を厳密にとらえてマッチングを減らすと、公衆衛生医師就職の可能性をせばめてしまい、本事業の趣旨に合わないことになる。逆に条件を緩くとらえて幅広にマッチングしすぎると、条件不一致による不成立が多くなり非効率的になる。

一方、医師側で、HPの募集自治体一覧をみて、事業に登録せず、直接自治体に問い合わせをして交渉しているケースがみられる。

また、自治体側でも、マッチングによって医師の紹介を受けることより、HP掲載によって募集を幅広く周知することを主な目的として登録をしているケースがみられる。

## ○今後の実施方法(案)について

上記のような現状があるので、今後は、条件に合うかどうかの判断やマッチングは推進室で行わず、募集中の自治体の情報はこれまでどおりHPに掲載し、医師側が確認ができるようにするとともに、医師側の情報については、登録があった時点で氏名、連絡先、住所地、年齢等の基本情報を全募集自治体に一律に提供する方法が効率的で効果的であると考えられる。